

＜十津川村の警戒区域への一時立入に関する変更  
(国道168号の通過のみ)について＞

国道168号の十津川村長殿地区の警戒区域を通る区間について、下記のとおり平成23年10月30日(日)以降は7:00から22:00までの間、一般車両についても立入制限を行わず、通過が可能となりました。

なお、警戒区域の設定範囲については変更はありません。

記

【1 対象区域】 国道168号の十津川村長殿地区の警戒区域を通る区間

【2 一時立入を認める者】

・ 変更前 緊急車両、インフラ復旧車両、通勤・通学等  
(緊急車両以外は許可書が必要)

・ 変更後 制限なし。ただし、国道168号の通過のみに限る。  
(通過にあたって許可書は不要)

【3 対象時間】

・ 変更前 7:00 ~ 17:30

・ 変更後 7:00 ~ 22:00

【4 実施日時】 平成23年10月30日(日) 午前7時から

【5 実施に当たっての条件等】

- ① 大雨注意報・警報発表時や河道閉塞箇所に危険な兆候が見受けられる場合は、一時立入は中止となります。
- ② 一時立入実施中に大雨注意報・警報発表や河道閉塞に異常を発見した場合等は直ちに一時立入は中止となり、区間内を通過中の車両については直ちに退去措置がとられます。
- ③ 監視員を区間の前後に配置します。  
(夕方以降は照明を点灯し、監視を行います。)

国道168号(長殿付近)における警戒区域について

